

令和 7 年 2 月 4 日

託送供給約款の制定不要の承認について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の託送供給約款の制定不要の承認申請について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

(対象事業者)

五条ガス株式会社	法人番号：6 1 5 0 0 0 1 0 1 5 4 6 4
越前エネライン株式会社	法人番号：9 2 1 0 0 0 1 0 1 3 4 2 6
篠山都市ガス株式会社	法人番号：7 1 4 0 0 0 1 0 4 1 9 0 7
洲本瓦斯株式会社	法人番号：7 1 4 0 0 0 1 0 8 4 7 3 2
新宮ガス株式会社	法人番号：5 1 7 0 0 0 1 0 1 1 4 7 9
丹後瓦斯株式会社	法人番号：8 1 3 0 0 0 1 0 4 3 4 7 3
株式会社長田野ガスセンター	法人番号：1 1 3 0 0 0 1 0 4 0 9 7 2
敦賀ガス株式会社	法人番号：6 2 1 0 0 0 1 0 1 0 8 4 7
福井都市ガス株式会社	法人番号：6 2 1 0 0 0 1 0 1 7 3 6 3
福知山都市ガス株式会社	法人番号：1 1 3 0 0 0 1 0 4 9 6 8 3
豊岡エネルギー株式会社	法人番号：1 1 4 0 0 0 1 0 5 6 5 0 6

(別 紙)

官 印 省 略
2 0 2 5 0 1 3 0 近畿第 2 1 号
令 和 7 年 2 月 3 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款制定不要の承認について（回答）

令和7年1月30日付け20250128近畿第4号により、貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第48条第1項ただし書に規定する託送供給約款制定不要に係る承認については、承認することに異存ありません。